

**令和7年度「こどもが楽しめる体験プログラム付一時預かりモデル実施事業」運営等業務委託
受託候補者特定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、令和7年度「こどもが楽しめる体験プログラム付一時預かりモデル実施事業」運営等業務委託をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の目的・内容等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 「令和7年度「こどもが楽しめる体験プログラム付一時預かりモデル実施事業」運営等業務委託に係るプロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 法人の経営状況・主な活動内容
- (2) 業務実施体制
- (3) 提案内容
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施体制
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性
 - (3) 業務実施方法の妥当性・実現性
 - (4) 提案内容の妥当性・実現性
 - (5) 作業スケジュール、業務実績
 - (6) 企業としての取組
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 こども青少年局保育・教育支援課長

副委員長 こども青少年局こども家庭課長

委員 こども青少年局保育・教育運営課担当課長

委員 こども青少年局地域子育て支援課長

委員 こども青少年局放課後児童育成課長

委員 こども青少年局企画調整課担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の6分の5の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月13日から施行する。